

令和8年度鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金募集要領

令和8年4月9日
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課

1 目的

本補助金は、県内事業所における特定技能制度に基づく外国人介護人材（以下「特定技能外国人介護人材」という。）の受入に係る初期経費の負担を軽減することにより、県内の福祉人材の確保を図ることを目的として交付する。

2 募集事業の概要

令和9年3月31日（水）までに完了する事業を対象とする。

(1) 募集期間

令和8年4月9日（木）から令和8年12月25日（金）まで

（期間終了後、予算に余りがある場合は、予算の範囲内で随時募集予定。）

(2) 対象事業及び補助額等

対象事業	人材紹介料、登録支援機関による義務的支援経費、住居費その他の特定技能外国人介護人材の受入に係る初期経費
対象事業者	鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者事業者とする。）
対象経費	対象事業の実施に要する経費 （報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費） ※補助対象経費は、特定技能外国人介護人材の受入当初に必要な経費に限り、継続的に生じる経費（例：毎月生じる義務的支援の委託料、家賃等）は対象外とする。 ※他の補助金の対象になる経費は対象外とする。 ※特定技能外国人介護人材1人につき、申請は1年度に限る。
補助率	1/2
補助額上限	1人あたり15万円（1法人4人までとする。）

3 応募方法

(1) 提出書類

別途定める「鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱」を参照すること。

提出書類	提出部数
①交付申請書（鳥取県補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条） ②事業計画書（様式第1号） ③収支予算書（様式第2号）	各1部

(2) 提出方法

電子メール、郵送等により提出。

4 応募にあたっての留意事項

- (1) 原則として先着順で受け付けることとする。ただし、予算上限に達し、同着等の場合で一方を選択する必要がある場合などにおいては県が必要な調整を行う場合がある。
- (2) 他の補助制度を活用されている又はされる場合については、対象経費を区分する必要がありますので留意すること。なお、該当する場合は、事業計画書（様式第1号）「他の補助金の活用の有無」の項目により申告すること。
- (3) 補助金申請等における仕入控除税額の取扱いについては、別紙「補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート」を踏まえて、適切に手続きを行うこと。

5 提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 生活支援・指導担当

電話：0857-26-7193

ファクシミリ：0857-26-8136

電子メール：shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp